

財政運営WGの進捗状況について

1 協議事項

- (1) 県国保運営方針
- (2) 国保事業費納付金の算定ルール
- (3) 標準保険税率の算定ルール
- (4) 赤字解消対策（収納対策含む）
- (5) 県運営協議会の構成
- (6) 保険税水準の統一について
- (7) その他財政運営に関すること

2 構成団体

川越市、熊谷市、川口市、飯能市、本庄市、羽生市、鴻巣市、深谷市、越谷市、入間市、新座市、桶川市、毛呂山町、寄居町、白岡市、松伏町、さいたま市、埼玉県国民健康保険団体連合会、埼玉県

3 開催状況

第1回 令和2年 6月30日（火）14：00～16：15

議題

- 1 埼玉県国民健康保険運営方針（第2期）について
- 2 保険税水準の統一について
- 3 その他

第2回 令和2年 8月25日（火）13：55～16：15

議題

- 1 令和3年度国民健康保険事業費納付金等の算定について
- 2 保険税水準の統一について

第3回 令和2年10月 9日（金）14：00～16：15

議題

- 1 埼玉県国民健康保険運営方針（第2期）について
- 2 令和3年度国民健康保険事業費納付金等の算定について

第4回 令和2年11月16日（月）14：00～16：10

議題

- 1 令和3年度国民健康保険事業費納付金等の秋の試算について
- 2 保険税水準の統一について

第5回 令和3年 1月20日（水）※書面開催により議題に関する意見照会
議題

- 1 令和3年度国民健康保険事業費納付金等の秋の試算について
- 2 保険税水準の統一について
- 3 その他

4 検討状況

別紙のとおり

財政運営WGにおける検討状況

1. 国保事業費納付金・標準保険税率の算定ルール

項目	財政運営WGにおける方向性
被保険者一人当たり診療費の推計方法について	昨年度までと同様に、仮係数に基づく試算及び確定係数に基づく本算定の各時点において、国が示す複数の方法でそれぞれ推計し、そのうち妥当と考えられる推計方法を採用する。 ただし、新型コロナウイルス感染症の影響により特異的に診療費が増減していると考えられる期間(令和2年4月以降診療分)については、推計の基礎には含めない。
被保険者数・世帯数の推計について	昨年度までと同様に、国が基本として示す、前年度(令和元年度)からの単年度伸び率を使うことを原則とする。また、団塊世代の年齢区分以降に伴う被保険者数の補正を前年度までと同様に行う。
被保険者一人当たり所得の推計について	昨年度までと同様に、過去の実績値(直近3か年)により推計される被保険者一人当たり所得を用いて、納付金及び標準保険税率を算定する。
その他	・令和元年度納付金の過多のマイナス(不足)については、新型コロナウイルス感染症の影響等を考慮し、令和3年度納付金では精算せず、令和2年度納付金の過多と合算して令和4年度納付金で精算する。 ・保険者努力支援交付金(予防・健康づくり支援)事業費連動分については、納付金算定時には見込むことができないが、交付年度の納付金の過多の計算にその全額を反映させることで、翌々年度の普通交付金の財源とする。

2. 保険税水準の統一について

項目	財政運営WGにおける方向性
基本的な考え方 (昨年度までの協議事項)	国民健康保険の都道府県化という今般の制度改革の趣旨を鑑み、県内被保険者間の負担の公平化及び市町村の枠を越えて支え合う医療保険制度を構築していく観点から、保険税水準の県内統一を目指す。
保険税水準の統一の定義 (昨年度までの協議事項)	県内どこに住んでいても、同じ所得・世帯構成なら同じ保険税となる。
保険税水準統一の進め方 (昨年度までの協議事項含む)	段階的に統一を進めることとし、国保運営方針(第2期)に目標年度を掲載する。 ①納付金ベースの保険税水準の統一(市町村ごとの納付金額を算定するうえでは統一基準による) ②保険税水準の準統一(収納率格差以外の統一) ③保険税水準の完全統一 ➤目標年度は①令和6年度、②令和9年度、③収納率格差が一定程度まで縮小された時点とし、③の一定程度については今後の収納率実績も考慮しながら引き続き協議する。 ※ 直営診療施設運営費、地方単独事業減額調整分など一部の項目は対象外(例外)とする。
過年度保険税収納額	収納率格差に関連するものと整理し、準統一段階では市町村単位での算定、完全統一段階において都道府県単位での算定とする方向で検討。
保健事業の統一	事業内容、実施状況などを踏まえ、①納付金に含めるもの、②県2号繰入金により財源を交付するもの、③市町村の独自財源で実施するもの、の3つに整理する方向で協議していく。
県2号繰入金(算定可能分)の見直し	保険税水準の準統一に向けて段階的に配分方法・基準を見直していく。
激変緩和措置(国分)の一定割合	激変緩和措置が終了する令和6年度までの単年度負担増が可能な限り大きくならないよう、令和3～5年度の各年度の納付金算定において、一人当たり納付金の対前年度比が最も大きい市町村の値から自然増の割合を控除した値について、激変緩和措置終了までの残り年数で累乗根したものを δ とする。
今後の推進体制及びチャートの作成	目標の着実な達成に向けて、今後の議論の体制を改めて整理するとともに、チャートを作成し、進捗管理を行って行くことを検討。

3. 埼玉県国民健康保険運営方針(第2期)について

項目	財政運営WGにおける方向性
国保運営方針策定要領等の改正への対応	改正内容はいずれも原案に盛り込まれているものであるため、策定要領等の改正を受けての原案の修正は行わない。
県民コメント及び市町村意見照会	県民コメントを8月19日から9月18日の間、市町村意見照会を8月7日から9月7日の間で実施し、結果を踏まえて、埼玉県国民健康保険運営方針(第2期)(案)の一部を修正した。
県国保運営協議会での審議状況	令和2年6月11日に開催した第1回県国保運営協議会及びその後各委員から提出された意見等に対する事務局としての考え方を提示し審議。 同年7月16日に開催した第2回県国保運営協議会の資料等に反映した。 県民コメント及び市町村意見照会を経て一部修正した案を、同年10月24日に開催した第3回県国保運営協議会において審議。 同協議会からの答申を踏まえ、令和2年12月に埼玉県国民健康保険運営方針(第2期)を策定した。